

風評被害

2014年6月2日(月)

担当：阿部、稲井、富永

I、風評被害の定義

『風評被害（ふうひょうひがい）とは、風評によって、経済的な被害を受けること。基本的には、噂の中でも、正確に事実や正確な情報を伝えていない噂が広まったことで、被害を蒙ったと考えられる場合に、その被害や一連の事象を呼ぶためにもちいている呼称である。それが転じて、たとえ情報が正確であっても、当事者にとって都合の悪い情報であった時には、その情報の不正確性を主張するプロパガンダ目的のためにも使用される。』（Wikipedia より）

『根拠のない噂により害をうけることを指し、特に事件や不祥事・事故災害・不適切な虚偽の報道等それらを原因とするデマによって、事実に関係のない企業団体や個人などが、生産物やサービスの品質低下を懸念されて消費や取引を敬遠されるなどの大きな損害を受けること。

実例を挙げると、

① ニュース番組で「茶から毒物を検出」と報道すべきところを間違えて「ほうれん草から毒物を検出」と報道してしまい、その噂が広まることで、その産地のほうれん草が全く売れなくなる。

② 1985年に発覚した豊田商事詐欺事件において、無関係の同名企業である豊田通商（トヨタグループの総合商社）が疑われ、損害を被った。オウム真理教による一連の事件の際にも「オーム」を冠した無関係の企業などに同様の被害が起きた。

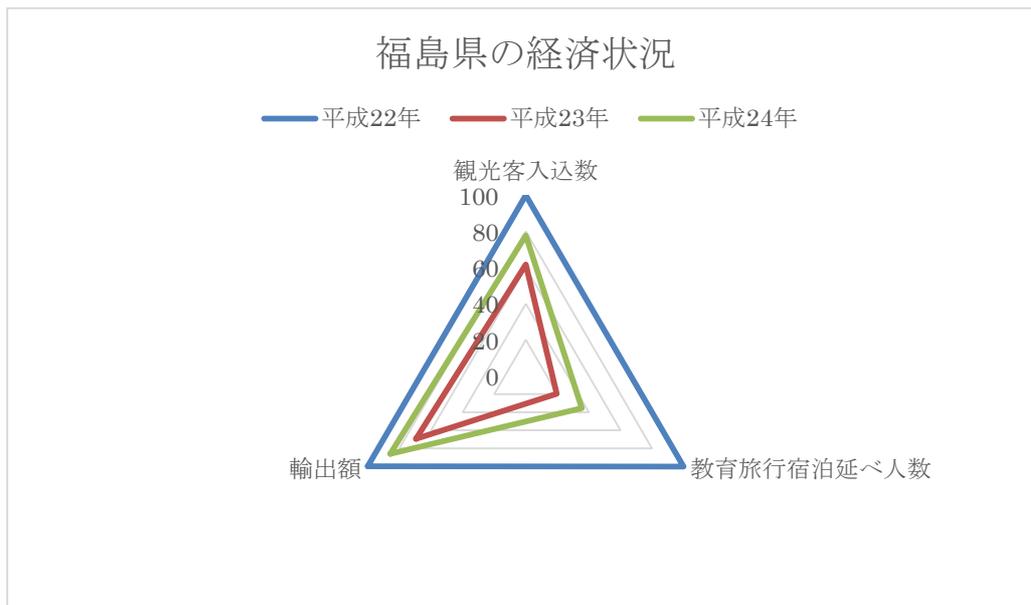
一般には結果として経済的な損害を伴う場合に用いられ、単に心象を悪くした、という程度では当てはまらないことが多い。上記の例で言えば、この風評が原因で売上が相当に減少したという事実が必要となる。

②の場合、「当社は〇〇商事殿とは一切関係ございません」といった告知の類で被害が止められるのであれば風評被害とは呼ばれないが、その対応に相当な広告費を費やしたのだとすれば充分風評被害と言える。そもそも不当に土俵下に下げられた時点で一種の機会費用を失っていると見ることは出来るだろう。

個人に限っては、経済的な側面によらずとも風評被害と言われることがある
 (アラブ系というだけで飛行機の搭乗を断られるなど)。』
 (ニコニコ大百科より)

Ⅱ. 東日本大震災で起こった風評被害

①福島県



数字で見る「風評被害」の現状

	平成24年			平成23年			平成22年		
	福島県産	全国平均	全国比	福島県産	全国平均	全国比	福島県産	全国平均	全国比
キュウリ	147	154	95.5%	406	348	116.7%	318	270	118%
サヤエンドウ	413	620	66.6%	714	510	140.0%	746	562	133%
ブロッコリー	172	263	65.4%	296	296	100.0%	341	309	110%
アスパラガス	786	1,005	78.2%	991	1,093	90.7%	945	956	99%
トマト	304	320	95.0%	303	296	102.4%	263	350	75%
イチゴ	612	788	77.7%	781	737	106.0%	913	779	117%
サクランボ	2,040	2,854	71.5%	2,768	3,518	78.7%	5,076	3,402	149%
合計	4,474	6,004	74.5%	6,259	6,798	92.1%	8,602	6,628	128.5%

震災前の約半値

単位:円/kg

H24.7.7福島民報

福島県産

平成22年比 52.0% 震災前の半値

平成23年比 71.5% 前年比で30%減

【福島県観光交流局観光交流課】

県内の代表的な観光地に限らず、観光客は原発事故やそれに伴う風評被害から大幅に減少。5月のゴールデン・ウィーク中を含めて、6月になっても前年度比9割減という状態が続いている。震災直後に福島県旅館ホテル生活衛生同業組合が加盟施設631施設を対象に、観光客の予約キャンセル状況を調査した結果、延べ67万9,900人、金額にして約74億円の損失が出たという。修学旅行のメッカである会津地域では、教育旅行客が訪れず、学校や旅行会社に対して旅行に問題がないことを説明しても保護者の不安が大きく、キャンセルが相次いだ。教育旅行の特性上、時間の経過とともに他県での振り替えが可能になることから、次年度以降はさらにキャンセルが増えるのではないかと懸念している。海外観光のインバウンド(訪日外国人客)も、震災後の渡航制限でツアーがほとんどキャンセルされ、未だに戻っていない。県内各地の土産物屋での売り上げは激減し、アルバイトを解雇するなどして対応。その他の資料館や民俗館といった観光施設の入館者も少なく、開店休業状態が続いた。ただ、内陸部のホテルや旅館は別で、被災住民の避難場所あるいは復旧・復興作業に従事する関係者らで満室状態となっている。こうした一部の宿泊施設を除くと、タクシーやバスの交通機関を含めて観光に携わる産業は壊滅状態だ。その大きな原因は、地震による建物の損壊や津波被害ではなく、東京電力の第1原子力発電所の事故によるもの。原発から30キロ圏外では放射線量も少ないにもかかわらず、福島県全体が放射線に汚染されていると言う風評被害が根底にあり、正しい情報発信に努めているものの払しょくできずにいる。

そのほかにも、

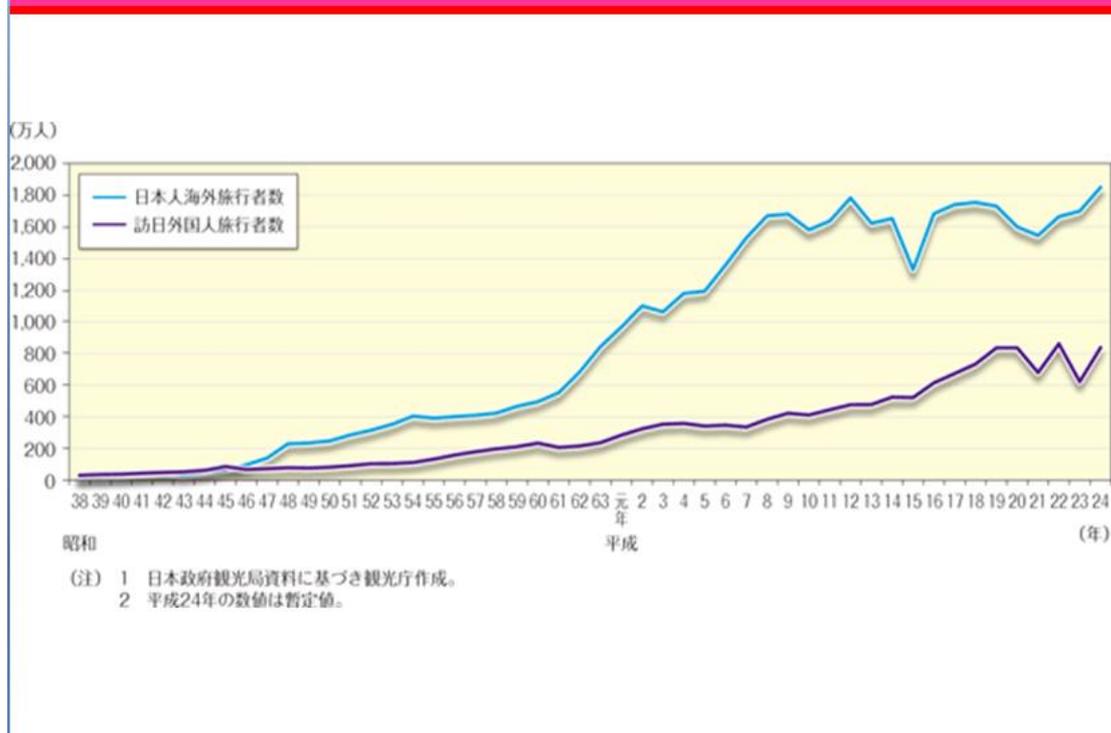
- ・避難先で放射線検査の証明書を求められる
- ・子どもが「放射線がうつる」といじめられる
 - ・タクシー乗車、ホテル宿泊、レストラン入店などを拒否される
 - ・廃棄物処理の支援を申し出た川崎市長に、苦情が殺到

などの事例が風評被害の例として挙げられている。

②観光被害

今回の震災では、地震や津波による物理的な被害に加えて、原発事故による風評被害や自粛ムードの広がりによって被災地以外においても観光産業や飲食産業が大きな打撃を受けている。国際観光では、3月の訪日外国人旅行者数は、352,800人で、前年同月比でマイナス50.3%の大幅な減少となった。また、開催が予定されていた国際会議のキャンセルが相次いでいる。風評被害を防止するためにも情報公開を徹底することが求められるところである。また、国内観光においても、ホテル・旅館や観光地においてキャンセルが相次いでおり、その数は少なくとも3月11日から4月8日までの間に、56万人分以上（東北・関東地方で39万人分以上、それ以外の地域で17万人分以上）とされているが、実際は被害状況が十分に把握できていない状況であり、被害は更に大きいものと考えられる。このような中で、資金繰りが悪化したホテル・旅館等が倒産する事態も見られており、つなぎ資金の融資等の資金面での支援の必要性が指摘されている。なお、平成23年度第一次補正予算では中小企業等の事業再建及び経営安定のための融資のための費用として5,100億円が計上されている。

訪日外国人旅行者数及び日本人海外旅行者数の推移



Ⅲ. 原子力損害賠償紛争審査会による中間指針

1 一般基準

I) いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、この中間指針で「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。

II) 「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

III) 具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。

① 各業種毎に示す一定の範囲の類型については本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害（IV）に相当する被害をいう。以下同じ。）は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとする。

② ① 以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、II) の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。

IV) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。

①営業損害 取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）

②就労不能等に伴う損害 ①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

③検査費用（物） 取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用

2 農林漁業・食品産業の風評被害

(指針)

I) 以下に掲げる損害については、1 III) ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。

①農林漁業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品に係るもの。

i) 農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）については、福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたもの。

ii) 茶については、i) の各県並びに神奈川及び静岡の各県において産出されたもの。 iii) 畜産物（食用に限る。）については、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。

iv) 水産物（食用及び餌料用に限る。）については、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの。

v) 花きについては、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。

vi) その他の農林水産物については、福島県において産出されたもの。

vii) i) ないしvi) の農林水産物を主な原材料とする加工品。

② 農業において、平成23年7月8日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の各道県において産出された牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの。

③農林水産物の加工業及び食品製造業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品及び食品（以下「産品等」という。）に係るもの。

i) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。

ii) 主たる原材料が①の i) ないしvi) の農林水産物又は②の牛肉であるもの。

iii) 摂取制限措置（乳幼児向けを含む。）が現に講じられている水を原料と

して使用する食品。

- ④ 農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、本件事故以降に現実^に生じた買い控え等による被害のうち、①ないし③に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。

Ⅱ) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農 林水産物・食品の流通業において、I) に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害もかかる判断がやむを得ないもの と認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物（加工品を含む。）又は食品（加工又は製造の過程で使用する水を含む。）の検査に関する検査費用のうち、政府が本件事故に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められる。

Ⅳ) I) ないしⅢ) に掲げる損害のほか、農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に現実^に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴（生産・流通の実態を含む。）、その産地等の特徴（例えばその所在地及び本件 事故発生地からの距離）、放射性物質の検査計画及び検査結果、政府等による出荷制限指示（県による出荷自粛要請を含む。以下同じ。）の内容、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となる。

3 観光業の風評被害

(指針)

I) 観光業については、本件事故以降、全国的に減収傾向が見られるところ、本件事故以降、現実には生じた被害のうち、少なくとも本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、1 III) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

II) I) に加えて、外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、1 III) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。

III) 但し、観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。この検討に当たっては、例えば、本件事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較するなどして、合理的な範囲で損害の有無及び損害額につき推認をすることが考えられる。

4. 東京電力の対応の推移

平成23年10月26日プレスリリース

これまで、福島県、茨城県、栃木県および群馬県における観光業の風評被害に対する賠償基準につきましては、震災発生から8月31日までの間における当社事故以外の要因（主として東日本大震災）による売上減少率を20%としておりましたが、このたび、10月25日に観光庁から公表された統計データなども踏まえ、被害にあわれた方々との早期合意を目指す観点から、以下のとおり見直しますので、お知らせいたします。

○当社事故以外の要因による売上減少率

		本年3月11日 ～5月31日	本年6月1日 ～8月31日	本年9月1日以降
見直し前		20%		未公表
見直し後*1	①	20%	0%	0%
	②	10%		0%

*1 適用する売上減少率については、被害にあわれた方にお選びいただきます。

平成 24 年 8 月 6 日プレスリリース

1. 新たに追加させていただく地域

千葉県の木更津市、君津市、富津市、鋸南町、大多喜町、茂原市、成田市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

対象となる期間	逸失利益の算出方法	当社事故以外の要因による売上減少率	
		(1)	(2)
平成 23 年 3 月 11 日 ～同年 5 月 31 日	対象となる事業所に係る売上高× 利益率×(売上減少率-当社事故以 外の要因による売上減少率)	20%	10%
同年 6 月 1 日 ～同年 8 月 31 日		0%	
同年 9 月 1 日 ～同年 12 月 31 日	対象となる事業所に係る売上高× 利益率×(売上減少率-当社事故以 外の要因による売上減少率)×50%	0%	0%

平成 24 年 10 月 18 日プレスリリース

1. 新たに追加させていただく対象

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県（以下、「東北 5 県」）に事業所が存在し、主として観光客を対象として営業（観光業）を行っている法人または個人事業主の方のうち、当社事故により東北地方以外からの観光客の解約・予約控え等に伴う減収があった方。

2. お支払いの対象となる期間

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までの損害を対象とさせていただ

きます。

3. お支払いする金額の算定方法

逸失利益は、以下の方法により算出させていただきます。

<逸失利益の算出方法>

対象となる事業所に係る売上高×利益率×（売上減少率－当社事故以外の要因による売上減少率）×東北5県への来訪割合

なお、当社事故以外の要因による売上減少率は、被害を受けられた方に、以下の(1)または(2)のいずれかをお選びいただきます。また、東北5県への来訪割合は、いずれの場合も50%とさせていただきます。

対象となる期間	当社事故以外の要因による売上減少率	
	(1)	(2)
平成23年3月11日～同年5月31日	20%	10%
同年6月1日～同年8月31日	0%	
同年9月1日～平成24年2月29日		0%

IV. 風評被害とされている他の事例

① テロ

【アメリカ同時多発テロ（9.11事件）】

《航空会社》

- ・ アメリカン航空、ユナイテッド航空 ⇒ 経営悪化、大規模なリストラ（両社ともハイジャックされた航空機を運行していた。）
- ・ スイス航空、サベナ・ベルギー航空 ⇒ 経営破綻
- ・ 日本航空、全日空空輸 ⇒ 旅客の減収約107億円、海外旅行者数半減

《旅行代理店》

- ・ 海外旅行のキャンセルで発生した損害 ⇒ 約520億円(9/11-28)
- ・ キャンセル人数 ⇒ 約29万人(9/11-28)
- ・ 日本の海外旅行者数 ⇒ 前年比で約40%減(2011年9月-12月)

《国内旅行（沖縄）》

- ・ 沖縄旅行キャンセル人数 ⇒ 10 万人超え(前年比 19.4%減)
- ・ 修学旅行のキャンセル人数 ⇒ 全体 8 割を占める
- ・ キャンセル要因 ⇒ (1) 飛行機を利用することに対する不安
(2) 沖縄の米軍基地がテロの対象になるかもしれない
(3) 米軍基地のテロに対する警戒を伝える連日の報道

『組織が風評被害に拍車をかける?!』

修学旅行のキャンセルが相次いだ原因として、学校側の「保護者からの反対やクレームを出来る限り避けたい」という本心が見受けられる。組織がリスクを過度に回避する傾向が見られる。それが風評被害を助長するとも言われている。

【地下鉄サリン事件（オウム真理教関連事件）】

国内最大のテロ事件であるにも関わらず、事件の舞台となった地下鉄の利用者数は事件後も減ることはなかった。（→資料参照）

一方で東京メトロによると、東日本大震災後に利用者数が前年同期と比べて 21%減少したとされている。短期間にこれほど（利用者数が）落ちたことは、地下鉄サリン事件発生後を含めて今までなかった。

また、オウム真理教による一連の犯罪のため、同教団とは全く関係のない『オーム電機』や『オーム社』といった、似たような名前の会社も関連を疑われてしまう。同教団は後に名称を『アーレフ』に変更するが、こちらもびっくりドンキーを経営する株式会社アレフといった既存企業が風評被害を受ける。この他、洋服の青山など教団幹部の姓と同じ名称の企業や店舗が関係性を疑われるなどの被害を受けた。

② 感染症

【SARS】

2003 年 5 月、台湾人の医師が関西を中心に観光旅行をした。帰国後、医師が SARS（重症急性呼吸器症候群）に感染していることが判明する。そこで、医師が宿泊したホテルでは消毒が施された。

ところが、医師が泊まったホテルはもとより、その周辺のホテルや旅館などの宿泊施設でも軒並みキャンセルが相次いだ、基本的に、SARS ウイルスは24時間しか体外で生存しないとされている。医師に接触した従業員には検査を行った後、消毒が行われ、ホテル自体もウイルスの潜伏期間の10日間程度、営業を自粛した。だが、それでもキャンセルの動きは止まらなかった。

【新型インフルエンザ】

2009年5月9日、折から世界的な流行を見せていた新型インフルエンザに、国内初の感染例が確認された。国内で流行するのを食い止めるため、政府は、検閲や隔離といった、空港での「水際対策」を徹底した。そんななか、病院や企業が過剰な対応をとるようになった。病院で発熱した患者が、渡航歴がないにも関わらず、診療を拒否されてしまうということが全国的に起こった。5月16日、渡航歴のない神戸市内の男子高校生が新型インフルエンザに感染しているのが確認された。それをきっかけに神戸を中心とする関西方面への観光客が減り、企業も出張を控えるようになった。

- ・ 修学旅行のキャンセル ⇒ 中止：66校、延期：507校
- ・ 宿泊キャンセル人数 ⇒ 約36万人
- ・ 経済損失 ⇒ 約42億円

『目に見えないものに対する過剰反応』

実際に感染の危険性があるうちは風評被害とは言えない。しかし、安全が確認されたにも関わらず、過剰反応によって旅行客や宿泊客が減少し、経済的被害が発生していると考えられたため「風評被害」と呼ばれたのである。

③ 自然災害

自然災害が起きた際に、被災地やその周辺に観光客が来なくなることは以前からよくあったが、2000年前後から、このことが「風評被害」と呼ばれるようになってきた。

観光被害としての風評被害が発生する原因について、以下の特徴がある。

1, 人間の地理的いい加減さ

⇒ 人はよく知らない土地に関して、位置関係や距離を正しく理解していない。

2, 観光資源としての価値低下

⇒ 災害の被災地とその周辺というだけで、観光資源としての価値が下がる。

3, 旅行代理店のシステム

⇒ 望ましくない要素は極力排除してツアーを組む。被災地はもちろん回避。

4, 団体旅行の企画者の心理

⇒ 反対やクレームをなるべく避けたいという心理が働く。

5, 旅行の質の変化

⇒ 旅行の質の変化によって、地域によっては観光産業自体が疲弊しているところも少なくはない。そのため、旅行客の減少原因が、必ずしも自然災害の影響だけだとはいえない場合も多い。数年単位で見なければ、本当に風評被害なのかどうかは判断できないと言われている。

【新潟県中越地震】

新潟県の下越地方は地震による被害がほとんどなかったにも関わらず、新潟県全体で旅行や宿泊のキャンセルが発生し、観光客が減少した。

【雲仙普賢岳噴火】

1991年6月の雲仙普賢岳の噴火による火砕流で大きな被害が出た。しかし、そこから離れ、噴火の影響のまったくない島原温泉の観光客の数が大きく落ち込んだ。

『日本独特の“自粛”“遠慮”という文化』

2004年12月のスマトラ沖地震による津波被害を受けた観光地において、他国に比べて日本人観光客の戻りは遅かったという。

これは、日本独特の「自粛」「遠慮」という文化が背景にあるとされている。東日本大震災のときにも、「自粛ムード」が日本中を漂っていた。こういった独特の文化が、観光産業における風評被害を助長していると考えられている。

④ 食品関係

【BSE】

2001年9月に発生したBSE問題は牛肉枝肉相場を下げ続け、9月に1130円であったものが10月には472円にまで暴落してしまった。その後、10月18日に国はBSEの安全確認検査を全頭実施し、危険部位の流通を禁止し、更に全頭の個体識別証明を義務付けた。これで流通する牛肉の安全性は100%に近い形で確保されたのでマスコミも牛肉の安全宣言を出した。しかし残念ながら牛肉の消費は回復せず、大臣のパフォーマンスも含め様々な方法で牛肉の「安全性」を強調すればするほど消費は回復しないという皮肉な結果であった。その後、11月にBSE感染の2例目3例目が発表され、12月7日には351円という最安値をつけてしまった。打つべき手は総て打ったにも係わらず、牛肉に対する風評被害は収まらず、このままでは日本国内の牛関係の畜産農家は総て廃業せざるを得ないという危機感を持った。

【鳥インフルエンザ】

2004年に鳥インフルエンザに感染した鶏肉・鶏卵が流通したとされた。鳥インフルエンザは鶏肉や鶏卵を食べることなどにより、人には感染した例は報告されていないにも関わらず、鶏肉の売上が大幅に減少してしまう。

日本国内で鳥インフルエンザが発生した場合、農水省がスーパーマーケットなどの小売店の鶏肉・鶏卵売り場に「鳥インフルエンザの発生した地域との取引はない」旨の表示の調査・撤去要請（実際に取引がなくても撤去を要請する）など、風評被害を防ぐための措置を行っている。

【所沢ダイオキシン訴訟】

環境総合研究所のデータを基に、埼玉県所沢市の葉物野菜から高いダイオキシン濃度が検出されたと1999年2月1日に報道。

大手スーパーから所沢産のハウレンソウを始めとする野菜が締め出され、卸し価格が半値以下に下落する被害が出た。番組中で久米が「葉物野菜」と表現したダイオキシンが検出された農産物は、実際は煎茶であり、乾燥しているため本体重量が軽く、生鮮野菜と同量のダイオキシンが見かけの上で多く計算されることによるもので、実際に飲む上では健康に悪影響はないものだった。

当初、番組コメンテーターの菅沼が「この報道をやめて（ダイオキシン問題を）救えるかってんだ!」と生放送の番組内で怒鳴るなど誤りを認めなかった。放映の二週間後、久米が番組内で農家に謝罪し、「検査対象が茶だとは知らなかった」と弁明した。農家側は、風評で損害を受けたとして、当初 376 人の原告団を結成して、損害賠償請求訴訟を起こした。

裁判では 1 審と 2 審がテレビ朝日側の勝訴、最高裁で 2 審の判決を破棄し、東京高裁に差し戻された。番組終了後の 2004 年 6 月 16 日に、テレビ朝日が農家側に謝罪して和解金 1000 万円を支払うことで和解が成立した。

【堺市 0-157 事件】

大阪府堺市で学校給食による学童の集団感染が発生。患者数 7996 名、死者 3 名。疫学調査により原因食材として、カイワレ大根が疑われると当時菅直人が大臣であった厚生省（現厚生労働省）が発表し、大きな風評被害をもたらした（この問題に関しては該当食材が残存せず、最終的に汚染源は特定されていない）。またトリハロメタンによるリスクを恐れて、次亜塩素酸ナトリウム殺菌をやめていたことが原因であるとの指摘がなされている。

堺市の給食として提供された非加熱食材のうち、8 日に北・東地区、9 日及び 10 日に中・南地区での献立にカイワレ大根があった。また大阪府・京都市内で発生した事例においても、カイワレ大根が提供されていたことが判明し、堺市と大阪府・京都市内の患者から検出された 0157 の DNA パターンが一致したことから、このカイワレ大根を生産した特定の施設が疑われた。しかし、立入検査においては施設、従業員および周辺環境からは 0157 は検出されなかった。なお、風評被害を受けたカイワレ大根生産業者らが起こした国家賠償を求める民事裁判では、最高裁で平成 15 年 5 月 21 日に国側敗訴が確定している。

V. 風評被害と似て非なる事例

次に挙げる事例は、健康へ悪影響を及ぼす存在であるという認識が少なからず一般的であり、研究結果が出ているにも関わらず、売上は減少しない。

ネガティブなイメージがつきまどっているにも関わらず売上が落ちないものと、風評被害によってネガティブなイメージがついた途端に売れなくなるものと、なにが違うのだろうか？

事例1 「コーラを飲むと歯が溶ける」

検証：コーラに含まれるリン酸などの酸味料は酸性で、カルシウムを溶かす性質を持っているため、抜けた歯や魚の骨などを長時間コーラに浸けていると、そのカルシウムやマグネシウムなどの成分が溶け出してしまう。つまり歯が溶けるというわけである。

ただし、抜けた歯や魚の骨は死んだ組織だが、生きている人間の口内は唾液が分泌され、食後の酸化した口内を中性に保ってくれるため、普通に飲む分には歯が溶けることはない。

*コーラの危険性

コカコーラから発ガン性物質検出（2012年7月3日）

「NPO法人 食品と暮らしの安全」の協力団体であるアメリカの公益科学センター(CSPI Center for Science in the Public Interest)は、6月26日、日本を含む世界各国で含まれているコカコーラには発ガン性物質4-メチルイミダゾール(4-MI)が含まれていると発表した。

この発ガン性物質は、カラメル色素を製造する過程で、砂糖やアンモニア、亜硫酸塩が高圧・高温下で化学反応を起こして生成される化学物質である。

CSPIの調査は、「NPO法人食品と暮らしの安全」を含む、世界各国の消費者団体の協力で行われた。

発ガン性物質4-MIのレベルは、各国で異なり、ブラジルで販売されているコカコーラが最も汚染されていた。日本のコカコーラは、355ml換算で72マイクログラムで、カリフォルニア州で販売されているコカコーラが4マイクログラムだったのに対し約18倍も多い。

カリフォルニア州では4-MIを含む食品の規制があり、この規制に対応するために、カリフォルニア州で販売されるコカコーラのみ4M-1が少ないものとみられる。

CSPIは、カリフォルニア州でできるのなら、世界各国でも発ガン性物質の少ないコーラにすべきであると述べている。

カリフォルニア州では、その食品を食べることにより1日の4-MI摂取量が30マイクログラムを超える場合は、ガン警告表示をすることになっている。

355ml のコカコーラを飲めば30 マイクログラム以上の4-MI を取りこんでしまうことになる。

カリフォルニア州は、4-MI を30 マイクログラム以上取り込むと、10 万人に1 人の可能性で生涯のうちにガンにかかるの見積もっている。米食品医薬品庁 (FDA) は、これよりもっと低いレベルである、100 万人に1 人ガンを引き起こす可能性のある量の発ガン性物質を規制している。

また、コカコーラの問題点は、この発ガン性物質よりも、大きな健康リスクをもたらす、大量の糖にあり、コカコーラをはじめとする糖分を多く含む清涼飲料水の飲みすぎを警告した。

また、日本ではコーラが500ml 入りのペットボトルで販売されているのに対し、アメリカでは355ml、ヨーロッパ・アフリカ・中国では330ml が標準である。

CSPI 代表のマイク・ジェイコブソン氏は、コカコーラのように糖分の多い清涼飲料水を500ml で販売すると飲みすぎてしまうため、500ml のコカコーラは日本でも販売すべきでないと言っている。

表：世界9カ国のコカコーラにおける4M-1含有量 (ug/12 fl oz: 355ml)

国名	含有量
ブラジル	267
カナダ	160
中国	56
日本	72
ケニア	177
メキシコ	147
アラブ首長国連邦	155
イギリス	145
アメリカ (ワシントンDC)	144
アメリカ (カリフォルニア)	4

事例 2 「遺伝子組み換えは体に悪い」

遺伝子組み換えとは、生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質をもたせること

□ 遺伝子組み換え作物とは？

作物…大豆、トウモロコシ、なたね、綿

性質…除草剤耐性作物・殺虫性作物

・ 遺伝子組み換え食品は安全か？

* 厚生省の回答

さまざまなデータに基づき、組みこんだ遺伝子によって作られるタンパク質の安全性や組み込んだ遺伝子が間接的に作用し、有害物質などを作る可能性がないことが確認されているので、食べ続けても問題はない。

食品の安全性が懸念されているが、例えば、Bt タンパク質(微生物に含まれる殺虫成分)を含むとうもろこしを特定の害虫が食べると死ぬが、その仕組みは、害虫の消化管がアルカリ性のため、Bt タンパク質が活性化して、害虫の消化管の受容体と結合して作用を発揮するものである。 人の胃は酸性で、消化管に Bt タンパク質の受容体もないので、人が食べても影響はない。

* 米国環境医学会 (AAEM) の回答

遺伝子組み換え食品が深刻な健康被害をもたらすため、そのモラトリアム(一時停止)を求める。いくつかの動物実験が示しているものは遺伝子組み換え食品と健康被害との間に、偶然を超えた関連性を示しており、毒性学的、アレルギーや免疫機能、妊娠や出産に関する健康、代謝、生理学的、そして遺伝学的な健康分野で、深刻な健康への脅威の原因となると結論づけることができる。

遺伝子組み換え食品と特定の病気の経緯との関連もまた裏付けられている。複数の動物実験が、喘息、アレルギー、炎症に関係する免疫上重大な変調をもたらすことを示している。

いくつかの動物実験はまた、肝臓の構造や機能の変化を示している。そこには脂質や炭水化物の代謝の変化とともに細胞質の変化も含まれており、それは老化を早め、活性酸素の増加を導くと思われる。

事例3 「タバコは体に悪い」

たばこの煙には4000種類以上の化学物質が含まれていることが判明しており、そのうち有害と分かっているものだけで200種類以上もある。またこれらの中には40～60種類の発ガン物質が含まれている。

たばこを吸うと一酸化炭素も体内に取り込まれ、一酸化炭素は酸素に比べ240倍も赤血球にあるヘモグロビンと結合しやすく、体内組織の酸素欠乏により動脈硬化が進み、脳卒中・急性心筋梗塞・大動脈解離などの循環器疾患を発症する危険度が高くなる。

1日25本～49本吸っている人は、心筋梗塞で死亡する危険度が吸っていない人に比べ2.1倍になる。本数が増えるほど死亡の危険度が上がり、若年者の方がその危険度が大きく、喫煙本数が増えるほど脳卒中発症の危険度が高まる。さらに、呼吸器疾患の肺気腫・慢性気管支炎・気管支ぜんそくや、がん、低出生体重児など、さまざまな疾患の発症に影響する。たばこの煙の通り道である咽頭がんや喉頭がん、あるいは唾液と一緒にたばこのヤニが飲みこまれることにより、発ガン性物質の影響で、食道がん・胃がん・肝臓がん・膀胱がんが起こりやすくなる。

・HP:食品と暮らしの安全: コカコーラから発ガン性物質検出 (2012年7月3日)

http://tabemono.info/report/report_9_3.html

・HP: Urban Prepper 日本向けコカコーラには18倍もの発ガン物質が入っている (2012年7月7日)

<http://prepper.blog.fc2.com/blog-entry-293.html>

・厚生省HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhi_n/identshi/index.html?utm_source=twitterfeed&utm_medium=twitter

・論文

天笠啓祐(2010)「遺伝子組み換え作物は生物多様性を破壊し食の安全を脅かす」

<http://fa-net-japan.org/wp-content/uploads/2010/06/%E9%81%BA%E4%BC%9D%E5%AD%90%E7%B5%84%E3%81%BF%E6%8F%9B%E3%81%88%E7%94%9F%E7%89%A9%E3%81%AF%E7%94%9F%E7%89%A9%E5%A4%9A%E6%A7%98%E6%80%A7%E3%82%92%E7%A0%B4%E5%A3%8A%E3%81%97%E9%A3%9F%E3%81%AE%E5%AE%89%E5%85%A8%E3%82%92%E8%84%85%E3%81%8B%E3%81%991.pdf1.pdf#search=%E9%81%BA%E4%BC%9D%E5%AD%90%E7%B5%84%E3%81%BF%E6%8F%9B%E3%81%88%E9%A3%9F%E5%93%81+%E5%8D%B1%E9%99%BA%E6%80%A7+%E8%AB%96%E6%96%87>

《参考文献》

- ・ 原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」
- ・ 関谷直也（2011）『風評被害 そのメカニズムを考える』光文社新書
- ・ 小島正美（2011）『正しいリスクの伝え方』エネルギーフォーラム

《論点》

東日本大震災で発生した原発事故と実際に発生した風評被害の間には、政府の発表やマスコミの報道、そして消費者の回避行動など、様々な要因が存在しているにも関わらず、今回の風評被害については、東京電力のみが責任を負うことになった。

しかし、過去の風評被害とされた事例において、損害を補填する責任を負ったのは政府やマスコミなどであった。(ex. 所沢ダイオキシン、堺市 O-157 事件) これらの事例と比較して、東京電力だけに東日本大震災で起きた風評被害の責任を負わせることは妥当か否か。また他に責任を問えるとしたら、その主体は何なのか。